

## 「憲法改正の早期実現を求める意見書案」について慎重な審議を求める会長談話

- 1 本年6月9日、群馬県議会総務企画常任委員会は、「新しい日本を考える群馬の会」による「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書採択を求める請願」を採択するとともに、群馬県議会に対し、「憲法改正の早期実現を求める意見書案」（以下「意見書案」という）を発議した。
- 2 しかし、意見書案には説得的な改正の必要性が示されておらず、憲法改正の結論ありきのものといわざるを得ない。すなわち、意見書案があげる内政・外交をめぐる情勢の変化、さまざまな憲法改正案が提案されていること、国民投票法の成立などは、直ちに改正の必要性を根拠づけるものではない。また、意見書案が言及する「誇りを持って世界の未来と平和に貢献すること」は、これまで日本国憲法とその基本理念である恒久平和主義によって果たされてきたものであり、むしろ、これを堅持することが求められているのである。
- 3 また、意見書案は、「96条を含む憲法改正案」の作成を求めているが、そこには看過できない問題点が存在する。

そもそも憲法は、国の最高法規として、国家権力の濫用によって国民の自由と権利が侵害されることのないよう、国家権力を制限することを目的として制定されるものであり（立憲主義）、これは、近代国家に共通する普遍的な原理である。そのため、世界の多くの国の憲法は、時々の政治権力によって安易に憲法が改正されることを防止するため、憲法改正には厳格な要件を定めているのである。

日本国憲法96条も、両議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と国民投票における過半数の賛成による承認を要求している。同条は、憲法の最高法規性の宣言（98条1項）、違憲立法審査権（81条）、国務大臣や国会議員などの憲法尊重擁護義務（99条）とともに、立憲主義の礎ともいえるべき規範である。

従って、意見書案が、日本国憲法96条を改正して憲法改正の要件を緩和することを求めるものであるならば、立憲主義を根底から覆すものとして、容認しえないものがあるといわざるを得ない。

- 4 群馬県議会におかれては、以上のような重大な問題点を持つ意見書案を安易に可決することなく、慎重に審議されることを求めるものである。

2014年（平成26年）6月13日

群馬弁護士会会長 足立 進